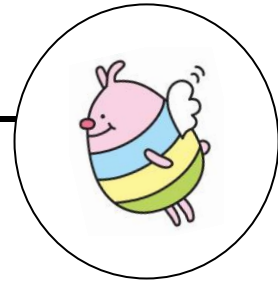


1. ふれあい事業



自治・町内会の範囲で、多世代交流の支援を目的とした助成事業です。

(1) 助成対象団体

中央区内の自治・町内会

(2) 事業例

自治会ウォークラリー・町内バーベキュー大会・町内会の祭り など

(3) 助成条件

- ① 自治・町内会住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること
- ② 自治・町内会が事業の実施に関与していること
- ③ 概ね20名以上の参加を見込むこと
 - ◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします

(4) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目—事業費全般
 - ◆お酒代は除きます
- ② 助成額の上限—1回につき10,000円まで
 - ◆残額を次回の申請に繰り越すことはできません
 - ◆世帯数が500世帯以上の自治・町内会については15,000円とします
 - ◆複数自治会で事業を開催した場合は1事業15,000円とします
- ③ 助成回数の上限—1年度内2回まで（社協会員会費未納自治・町内会は1回まで
但し、納入があればその年度から2回使えます）
 - ◆世帯数が800世帯以上の自治・町内会については1年度内4回まで申請できます
 - ◆残数を次年度に繰り越すことはできません

